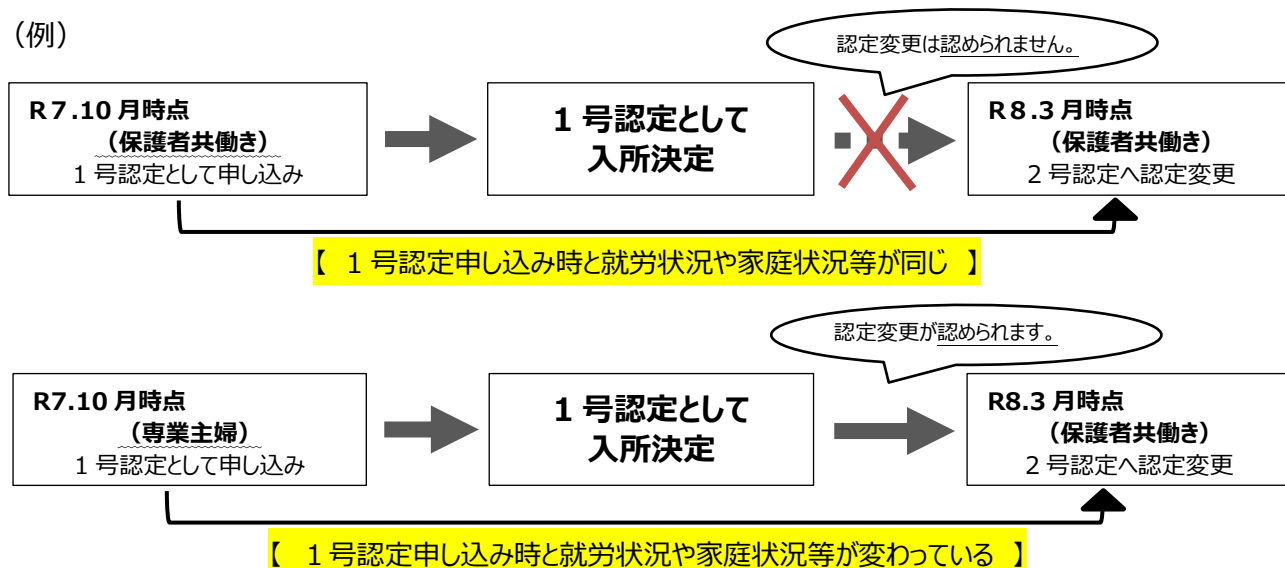


公立幼稚園から移行した認定こども園の1号認定から2号認定への認定変更について

1号認定として利用申し込みを行った後に、2号認定として施設を利用したい場合は、就労状況や家庭の状況が申し込み時点と変わったことを確認し認定変更を認めることとします。

(例)



※1号認定として入所決定後に2号認定へすぐに認定変更が行われると、園の受入れ体制等に大きく影響を及ぼします。また、1号認定の利用できる施設が限られている為、1号認定利用者の受け皿確保も考慮し、家庭環境の変化による認定変更のみ認めることとします。ただし、受け入れ施設の空き枠状況により、2号認定として利用できない場合があります。

※年度途中の支給認定変更についても同様に取扱います。

※産前産後（2号認定要件）の前に1号として利用していた場合には、みなし育休（2年）を取得することはできません。

令和8年度より 与那城保育所は0～2歳児クラスに変わります

令和8年度より、与那城保育所の受け入れ年齢が変更になります。これにより、3歳児クラス以上のお子さまは、連携施設である「与那城こども園」へ移行します。

◆令和7年度までの受け入れ年齢

- 与那城保育所 ➡ 0歳児クラス～4歳児クラスまで

※令和7年度中の与那城保育所に在園している2歳児～4歳児クラスのお子さまも、令和8年度から「与那城こども園」へ持ち上がりとなります。

◆令和8年度からの受け入れ年齢

- 与那城保育所 ➡ 0歳児クラス～2歳児クラスまで。

3歳児クラス以上のお子さまは、連携施設「与那城こども園」へ持ち上がりとなります。



よくある質問 FAQ (Frequently Asked Questions)



1. 入所申し込みの前におこなっておいた方がよいことなどはありますか？

希望する園は可能な限り事前見学をお願いします。

例年、入所決定後に「思っていたものと違う」「保育方針が合わない」などを理由に辞退される方がいます。辞退後は、再度入所選考となり、希望する園がすでに定員いっぱいになっている状況が多々ありますので事前に確認し申請することが重要です。

特に下記の点については、事前に十分ご確認ください。

①保育方針（園が行う保育に対する考え方）

※園の雰囲気（子どもたちや保育する人の様子、施設環境）等を目で見て、園からの説明を聞き、希望園を決めることが重要です。

②食物アレルギーの対応範囲

③個別支援児の受入れ方法（加配職員の配置や現状等）の考え方

2. きょうだいで申し込む場合、就労証明書等の各種要件書類は全員分準備するのですか？

きょうだい全員分の要件書類は必要ありません。入所申し込みをするきょうだい児のうち、**年齢が一番下のきょうだいへ要件書類の添付**をお願いします。

※毎年5月～6月に行われる現況確認届の要件書類においても同様となります。

3. 入所申し込み後に希望する園を変更することはできますか？

一斉申し込みの期間内（令和7年10月17日まで）であれば、会場へ再来所いただき再度申し込みをすることにより希望園を変更することが可能です。入所選考の関係上、**令和7年10月20日から令和8年1月末頃までの間は、窓口受付で希望園を変更することはできないので十分ご注意ください。**

※2次選考、3次選考に向けて希望園を変更したい場合は令和8年1月5日より保育こども園課窓口にて再申込みを受付いたします。選考スケジュール等の詳細については、「令和8年度入所申し込みスケジュール（P4参照）」をご確認ください。

※令和8年4月以降に希望園を変更したい場合は、保育こども園課までお問い合わせをお願いします。

4. 入所保留（待機）になった場合、新たに申し込みをする必要がありますか？

入所申し込みは、年度末まで有効であるため、希望園を変更したい場合や保育を必要とする事由（就労や求職等）に変更がある場合を除き、新たに申し込みを行う必要はなく、毎月選考が行われます。

※令和8年度中の入所申し込みは、令和9年3月まで有効です。

※**令和8年中に入所保留（待機）となっている方で、令和9年4月からの入所を希望される方は、令和8年10月の一斉申し込みにて新たに申し込みが必要です。**

※入所保留（待機）の方で、希望園の変更や保育を必要とする事由に変更がある場合は、手続きが必要な場合がありますので保育こども園課までご連絡をお願いします。

5. 令和8年5月からの入所申し込みはできますか？

令和7年10月に行われる一斉申し込みにおいては令和8年5月以降の入所申し込みはできません。令和8年5月以降の入所申し込みについては、令和8年2月2日より保育こども園課窓口にて申込受付を開始いたします。